

## フィルタリング解除手続きの厳格化

「東京都青少年の健全な育成に関する条例」により、保護者の方は、青少年が使用する携帯電話端末等のインターネット利用契約をする際に、フィルタリングサービスを利用しない場合は、その正当な理由等を記載した書面を携帯電話事業者に提出することが必要です。

## 【正当な理由】

・青少年が就労している場合に、フィルタリングサービスを利用することで、その青少年の業務に著しい支障がある場合など

※いわゆるスマートフォンは、携帯電話回線を使用したインターネット利用のほか、無線 LAN 回線を使用したインターネット利用も可能です。携帯電話回線に対するフィルタリングサービスを利用していても、無線 LAN 回線にフィルタリングサービスを利用していない場合には、アダルトサイトや暴力的サイトに触れてしまうおそれがあります。

このため、無線 LAN 回線によるインターネット利用をできないように設定するほか、無線 LAN 回線に適したフィルタリングサービス等の利用に努めましょう。

## 携帯電話端末等の推奨制度

青少年に対するインターネット上の有害情報対策を主たる目的として、携帯電話端末等及び携帯電話端末等において利用可能な機能を推奨しました。東京都が推奨したものは、東京都のほか、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の九都県市でも共同して推奨しています。推奨した端末及び機能には下記の「九都県市携帯電話等推奨マーク」が事業者により、カタログ等に表示されることとなります。推奨したもののや制度についての詳細は下記の URL からご参照願います。

[http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/seisyounen/09\\_keitai\\_suishoutanmatu.html](http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/seisyounen/09_keitai_suishoutanmatu.html)



## その他下記の事業も行っています

作ってみよう!



インターネットや携帯電話等のトラブルから子供を守るためには、親子で話し合いながら家庭のルールをつくるのが大切です。ルールづくりについて楽しく学んでみませんか?

対象：小・中学生の保護者など

時間：1～2 時間程度

場所：学校の会議室等

経費：無料

申込み  
問い合わせ先：ファミリーeルール事務局

電話：0120-910-870

F A X：0120-910-480

メール：info@e-rule.jp

公式HP：http://www.e-rule.jp/



子供がインターネットや携帯電話でのトラブルで困ったときの相談窓口です。保護者・学校関係者なども無料で相談できます。

電話相談 03-3500-5181

月～金曜日 午前 9 時から午後 6 時まで

土曜日 午前 9 時から午後 5 時まで

(祝日及び年末年始を除く。)

インターネット相談は 24 時間受付可能

<http://www.tokyohelpdesk.jp/> (PC用)

<http://www.tokyohelpdesk.jp/k/> (携帯電話用)

# 家庭で見守る 子供のネット利用

～インターネット上のトラブル・危険性や

過度の利用による弊害について考えましょう。～



インターネットの普及は、日常生活に大きな利便性をもたらしている反面、様々なサイトを通じて青少年が犯罪の被害者あるいは加害者になるといったトラブルが発生しています。また、携帯電話やその他のインターネット接続が可能な機器（パソコン、ゲーム機等）の深夜利用や依存的な利用が生活習慣の乱れにつながると指摘されています。

このような状況の中で、東京都では、インターネットの利用に伴うトラブル・危険性や過度の利用による弊害から青少年を守るために、啓発活動において説明されることが望ましい事項等として、

「青少年のインターネット利用に関する啓発の指針（以下「指針」という。）」を定めました。

このリーフレットは、指針に基づき、保護者の方に指針をより分かりやすく理解していただくために作成したものです。なお、このリーフレットや指針の本文等を東京都のホームページに掲載しておりますので、ご覧になってください。

指針本文等の URL 「[http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/seisyounen/09\\_internet\\_shishin.html](http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/seisyounen/09_internet_shishin.html)」

問い合わせ先

東京都青少年・治安対策本部 総合対策部 青少年課  
電話 03-5388-3186

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一本庁舎北塔 35 階  
メールアドレス S0000903@section.metro.tokyo.jp

# 青少年のインターネット利用に伴うトラブル・危険及び過度の利用による弊害

## 5つの落とし穴

### 有害情報の存在

- アダルトサイト
- 暴力的なサイト
- 薬物に関するサイト等の青少年にとって有害となりうる情報が存在



### 情報の拡散性

- 書き込んだ個人情報等が悪用されて複数のサイトに転載される拡散性
- チェーンメールを安易に配信してしまう拡散性



### 騙される危険性

- 氏名等を詐称した人物からの接触の要求
- 無料と信じたサービス等が有料などにより、騙される危険性



### 匿名性への誤解

- 他人の悪口等の書き込み
- 「お前を殺す。」等、法令違反に触れる書き込み（脅迫罪）などを安易にしてしまう匿名性への誤解



### 依存の問題

- 依存傾向の高まりで、
- 深夜・長時間利用による生活習慣等への悪影響の問題
  - 安易なコンテンツ等の購入等による高額請求につながる問題



## 保護者向けの合言葉

# ふりかけ ネットから子供を見守る合い言葉

～弊害への回避・対処方法～「ふりかけ・ソルト」

# ソルト

## 青少年向けの合言葉

ふ	フィルタリングを利用しましょう	全てのインターネット接続が可能な機器にフィルタリングを利用しましょう。
り	利用状況を把握しましょう	日常の会話等から、インターネット利用状況を把握して、必要な指導や助言をしましょう。
か	家庭でのルールづくりをしましょう	利用場所や時間等、家庭の状況に応じたルールづくりをしましょう。
け	携帯型ゲーム等もネットができます	インターネット接続が可能な機器は様々ですので、購入時に確認をしてみましょう。

ソ	相談をする	いじめやトラブル等に遭ったら、すぐに親や先生等に相談しましょう。
ル	ルールやマナー、法令を守る	現実社会と同じようにルールやマナー、法令を守り、家庭で決めたルールも守りましょう。
ト	匿名でないことを理解する	ばれないから大丈夫だと思い、悪口の書き込み等は絶対にしないようにしましょう。

